八尾市水道局建設工事の前金払に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費の前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象及び率等)

- 第2条 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内で前金払をすることができる。
 - (1) 土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)で契約金額が5,000,000円以上かつ工期が90日以上のもの 契約金額の4割
 - (2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で契約金額が5,000,000円以上かっ履行期間が90日以上のもの 契約金額の3割
 - (3) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で契約金額が30, 000,000円以上かつ納期が90日以上のもの 契約金額の3割
- 2 前項第1号に掲げる工事が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとなったときは、 同項の規定により既に支払った前払金に追加して、契約金額の2割を超えない範囲内で前金 払(以下「中間前金払」という。)をすることができる。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - (4) 当該工事において、八尾市水道局契約規程(昭和47年八尾市水道局管理規程第3号) 第47条の規定による部分払又は工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した 部分に係る支払の請求がされていないこと。

(債務負担行為及び継続費に基づく数会計年度にわたる契約の取扱い)

第3条 前条第1項第1号から第3号について債務負担行為及び継続費に基づき数会計年度にわたる契約を締結する場合(契約の性質上、各会計年度ごとに前金払をすることが適当でないと認める場合を除く。)における同条の規定の適用については、同条第1項中「前金払」とあるのは「各会計年度ごとに前金払」と、同項第1号中「契約金額の」とあるのは「当該会計年度の予定される出来高に相応する契約金額(以下「出来高予定額」という。)の」と、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号」と、「契約金額の2割」とあるのは「各会計年度ごとに、当該会計年度の出来高予定額の2割」と、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事の実施期間」と、同項第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度における工事」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、同項第4号中「おいて、」とあるのは「おいて、当該会計年度における次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号の

規定による前払金の請求を行った後に」とする。

- 2 会計年度の第4四半期において前項に規定する契約を締結する場合における同項の規定 の適用については、当該契約を締結した会計年度及びその翌会計年度を併せて1の会計年度 とみなすことができる。
- 3 前2項の場合において、当該会計年度の前年度末における出来高に相応する契約金額が当該会計年度の前年度までの出来高予定額に達しないときは、当該契約金額が当該出来高予定額に達するまでの間、当該会計年度の前払金を支払わないものとする。

(前金払の申請)

- 第4条 受注者は、前金払を受けようとするときは、保証事業会社と保証契約を締結した上、前金払申請書(別記様式)に当該保証契約に係る保証証書正副各1通を添えて申請しなければならない。
- 2 受注者は、中間前金払を受けようとするときは、あらかじめ、第2条第2項各号に掲げる 要件を満たしていることについて、認定を受けなければならない。

(前払金の追加払等)

- 第5条 前払金の支払後、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の契約金額が当初の契約金額の2割以上増減した場合においては、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を追加して支払い、又は返還させることがある。
- 2 前払金の支払後、契約金額が減額により第2条第1項各号に定める金額未満となったとき は、同条の規定にかかわらず、前項の規定を適用する。

(前払金の返還等)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。
 - (2) 請負契約を解除したとき。

(返還金の遅延利息)

第7条 前条の規定により、返還すべき金額を指定期限内に返還しないときは、期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延利息として徴収する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、建設工事の前金払に関し必要な事項は、管理者が別に 定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日において既に締結している契約に係る前払金については、なお従前の 例による。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日において既に締結している契約に係る前払金については、なお従前の

例による。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日において既に締結している契約に係る前払金については、なお従前の 例による。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日以後に行われた公告に係る契約について適用し、同日前に行なわれた公告に係る契約については、なお従前の例による。

前金払申請書

(あて先)

八尾市水道事業管理者

受注者 所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

印

別紙(添付)保証証書のとおり保証事業会社と前払金保証契約を締結しましたので、 前払金の 支払を受けたく、下記のとおり(□ 前金払 □ 中間前金払)を申請いたします。

記

工事名(業務名)								
工 期 (履行期間)	年	月	日	から	年	月	日	おう
契約金額			円					
□前金払 □中間前金払 の申請額			円	ただし、	1万円未満に	は、切	捨てと	さする。

(注) □にチェックすること。

※市記入欄

当初年割額			当該申請に係る前払率
(🗆	年度	円)	%
(🗆	年度	円)	前払可能額
(🗆	年度	円)	円